

マイナンバーカードを活用した新たなサービスの展開

別添7

マイナポータル



- ログイン時の本人確認でカード利用
(利用者証明)
 - ⇒ 情報提供等記録表示、e-Taxとの連携等の各種サービスを利用可能
 - ⇒ 2017年1月～アカウント開設開始
(9月3日時点 アカウント数5,442件)
 - 秋頃～子育てワンストップサービスが本格運用開始

公共交通



- 公共交通機関の割引運賃適用時にカード利用
 - ⇒ 利用者確認や利用回数・割引額管理を自動化することで事業者コスト低減
 - ※2017年度実証事業実施予定
(前橋市:タクシー、姫路市:バス)

診察券



- 医療機関の受診時に診察券としてカード利用
 - ⇒ 複数医療機関を受診する患者の診察券をワンカード化可能
 - ※2017年度実証事業実施予定(前橋市)

地域経済応援



- マイキー・プラットフォーム及び自治体応援ポイントが稼働
 - ⇒ マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能
 - ⇒ 民間ポイントを自治体ポイントに交換し、商店街での商品購入等に利用
 - ⇒ 8月30日運用協議会設立、システムの実証事業が9月25日から開始

新規証券口座開設



- オンラインでの口座開設に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)(犯罪収益移転防止法等で適正な本人確認手段として規定)
 - ⇒ 本人確認即時に口座開設、取引開始可能

住宅ローン契約手続



- オンラインでの住宅ローン契約締結時にカード利用(電子署名)
 - ⇒ 申請者は銀行来店コストが、銀行は紙契約書の保管コストがそれぞれ軽減

不動産取引



- オンラインでの不動産取引に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
 - ⇒ 本人確認記録を自動生成でき、顧客・企業双方の負担が軽減

携帯電話購入



- 携帯電話(格安スマホ)購入に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
 - ⇒ 申込書の自動作成が可能となり、顧客の記載ミス防止や対応時間短縮

賃貸契約(今後)

- 賃貸住宅の契約締結時に電子署名の活用が広がる可能性
(2017年10月目途で賃貸取引時的重要事項説明をIT活用により行うことが可能となる予定)



公的個人認証サービス 民間利用事例① MVNOサービス契約締結時の本人確認の自動化

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

<従来の本人確認の方法>

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

※MVNO : Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

<公的個人認証サービスの利用>

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類＝マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

<サービス開始日> 2016年11月28日 ※ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

<現状>



<導入後>



公的個人認証サービス 民間利用事例② 新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

＜公的個人認証サービスの利用＞

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

＜サービス開始日＞ 2016年11月26日

＜現状＞



＜導入後＞



公的個人認証サービス 民間利用事例③ 非対面での不動産取引時等に本人確認記録を自動生成

・NTTデータがプラットフォーム事業者、エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供事業者として実施

現状では、人的な確認や複写（COPY）による証跡等により本人確認を行っていますが、決して利便性の高いものとは言えません。また、今後、金融取引だけではなく不動産取引を始め、増加が見込まれる非対面によるネット取引市場において、取引当事者が在宅のままで取引を完結させるためには、この本人確認とその法律行為の意思確認をすべてインターネットで完結することは大きな課題がありました。

<公的個人認証サービスの利用>

NTTデータの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスにより、利用者の認証と本人確認を実施し、犯罪による収益の移転防止に関する法律で定められる本人確認記録の自動生成を行います。
これにより対面、非対面を問わず、本人確認をオンライン上で実施することが可能となり利便性の向上が見込まれます。

<サービス開始日> 2016年7月27日 ※ユーザ利用開始日：2016年12月1日

<現状>

対面による
本人確認



本人確認書類の
写しの郵送による提出



<導入後>

利用者



本人確認記録
(PDF)

エスクロー・エージェント・ジャパン

(取得)
契約書類等
電子署名
署名用電子証明書

(受領)
本人確認結果
本人確認記録詳細

送信

API連携

結果返却

NTTデータ

本人確認
ソリューション

照会

結果返却

J-LIS



公的個人認証サービス 民間利用事例④ 住宅ローン契約手続きを電子化するサービス

- 凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始予定

